令和７年４月２日

建設工事業者各位

島田市行政経営部契約検査課長

島田市週休２日工事（土木工事等）実施要領及び島田市週休２日工事（建築工事）実施要領の一部改正について（通知）

下記のとおり要領の一部を改正したのでお知らせします。

記

１　改正理由及び内容

島田市が発注する土木工事等及び建築工事は、働き方改革の一環として、週休２日工事を推進しているが、静岡県に準じ、施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事に拡大し、更なる推進を図る。

２　適用時期

令和７年４月１日以降に積算を行うものから適用する。

（問い合わせ先）
契約検査課 契約･検査担当
電　話 (0547)36-7220
F A X (0547)37-8200
E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp